

訪問看護重要事項説明書（医療保険）

<2026年6月1日現在>

あなた（利用者）に対する訪問看護の提供開始にあたり厚生労働省令の規定に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 法人概要

名 称	株式会社 New Life Design（ニューライフデザイン）
代表者	代表取締役 沼田 祐二
住 所	広島県三原市東町2丁目4-6

2. 事業所概要

名 称	訪問看護ステーションこもれび
責任者	管理者 森山 ゆか
住 所	広島県福山市東手城町1丁目29番2号
電話番号	084-941-8818
FAX番号	084-941-8819
ステーションコード	15,9069,1
通常の実施地域	福山市全域

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、訪問看護を提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に、心身の機能の維持回復を目指すサービスを提供します。

運営の方針

- ① 訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。
- ② 訪問看護のサービス実施にあたり、ステーションの看護職員等の確保、教育、指導に努めます。
- ③ 利用者個々の主体性を尊重して、関係市町村、地域の保健・医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4. 職員体制

職種	資格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備考
管理者	経験のある看護師	0名	1名	0名	0名	看護職員と兼務
看護職員	看護師	2名	1名	0名	0名	管理者と兼務
	准看護師	0名	0名	0名	0名	

※ 管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供にあたります。

※ 看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供にあたります。

5. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間	休日
月曜日～土曜日	8：30～17：30 (ただし訪問可能な時間は9：00～16：00)	祝日、12月30日～1月3日

※ 祝日、年末年始の利用は相談に応じます。

6. サービス内容

かかりつけ医の指示書に基づき、次のサービスを提供するものです。

- ① 病状、思いがどのように日常生活に反映されているのかを一緒に確認。
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等の日常生活行動における援助。
- ③ 褥瘡の予防、処置。
- ④ カテーテル管理等の管理。
- ⑤ その他医師の指示による医療処置。
- ⑥ リハビリテーションに関すること。
- ⑦ 家族支援に関すること。家族への療養上の指導、相談、家族の健康管理。

7. 訪問看護の回数について

医療保険の使用の場合は原則として1日1回、週3回まで保険適用となります。

一回の訪問看護の時間は30～40分程です。(特定疾患や急性憎悪などの場合はこの限りではありません。)

8. 利用料金

(1) 利用料

訪問看護は健康保険の利用が出来ます。保険の種類と内容により利用者負担金が下記のようになります。

項目	内容	金額
・75歳以上の方 ・65～74歳で一定の障害の状態であると認定を受けた方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の2割
	現役並みの所得者	指定訪問看護に要する費用の3割
70～74歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の2割
	現役並みの所得者	指定訪問看護に要する費用の3割
6(就学前)～69歳の方	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2～3割 (各保険により異なる)

※合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入します。

※公費負担医療制度等については別途ご相談ください。

<指定訪問看護に要する費用の種類と金額（基本的には週3日限度）>

①訪問看護療養費

i 訪問看護基本療養費（I）

		1割	2割	3割
週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円

ii 訪問看護基本療養費（II）

* 同一日の同一建物への訪問看護は、3人目以上の場合1人目から同一建物の報酬を算定します

			1割	2割	3割
週3日まで	同一日2人	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降		6,550円	655円	1,310円	1,965円
週3日まで	3人以上9人以下	2,780円	278円	556円	834円
週4日目以降		3,280円	328円	656円	984円
月20日目まで	10人以上	2,760円	276円	552円	828円
月21日目以降	19人以下	2,660円	266円	532円	798円
月20日目まで	20人以上	2,710円	271円	542円	813円
月21日目以降	49人以下	2,610円	261円	522円	783円
月20日目まで	50人以上	2,610円	261円	522円	783円
月21日目以降		2,510円	251円	502円	753円

iii 訪問看護基本療養費（III）

* 在宅療養に備えて一時的に外泊している方に対して、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定します

		1割	2割	3割
1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

iv 訪問看護管理療養費

		1割	2割	3割	
月の初日	7,710円	771円	1,542円	2,313円	
月の2回目以降	単一建物居住利用者20人未満	3,010円	301円	602円	903円
	単一建物居住利用者20人以上50人未満				
	月15日目まで	2510円	251円	502円	753円
	月16日目以降24日まで	2310円	231円	462円	693円
	月25日目以降	2210円	221円	442円	663円
	単一建物居住利用者50人以上				
	月15日目まで	2410円	241円	482円	723円
	月16日目以降24日まで	2210円	221円	442円	663円
	月25日目以降	2010円	201円	402円	603円

v 複数名訪問看護加算

* 利用者やその家族の同意を得て看護師等が複数名で訪問します。対象は、末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病・特別訪問看護指示書中・特別な管理を必要とする利用者。又、暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる利用者となります

		1割	2割	3割	
看護師、作業療法士	週に1回	4,500円	450円	900円	1,350円

vi 長時間訪問看護加算

* 対象者

- ・ 15歳未満の超重症児・準重症児又は特別な条件に当てはまる利用者（週3回限り）
- ・ 特別訪問看護指示書の期間にある対象者（週1回限り）
- ・ 特別管理加算の対象者（週1回限り）
- ・ 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者（週1回限り）

* 90分を超える場合に算定します

		1割	2割	3割
1日につき1回限り	5,200円	520円	1,040円	1,560円

vii 夜間・早朝加算

		1割	2割	3割
夜間（18時～22時）	2,100円	1割	2割	3割
早朝（6時～8時）		210円	420円	630円

viii 退院時共同指導加算

* 入院先（介護老人保健施設に入所・介護医療院も含む）の医師や看護師と共同で、退院後の在宅療養についての指導を行い、その内容を文書で提出した場合に算定されます

		1割	2割	3割
1回限り	8,000円	800円	1,600円	2,400円

ix 退院支援指導加算

* 退院日に訪問に行った場合

		1割	2割	3割
退院日のみ	6,000円	600円	1,200円	1,800円

x 在宅患者連携指導加算

* 利用者の同意を得て、訪問診療・歯科訪問診療・訪問薬剤管理を行う保険医療機関または保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行い、共有された情報をもとに療養上必要な指導を行った場合に算定します

		1割	2割	3割
月に1回限り	3,000円	300円	600円	900円

xi 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

* 利用者状態の急変や診療方針の変更等に伴い、関係する保険医療機関等がカンファレンスに参加して
共同で利用者や家族に対し指導を行った場合

		1割	2割	3割
月に2回限り	2,000円	200円	400円	600円

xii 訪問看護情報提供療養費

* 利用者の同意を得て、保健福祉センターに訪問看護に対する情報提供を行った場合

* 利用者が医療機関等に入院又は入所するにあたり、情報提供した場合

月に1回限り (1つのステーションのみ)	1,500円	1割	2割	3割
		150円	300円	450円

xiii 訪問看護医療DX情報活用加算

月に1回限り	50円	1割	2割	3割
		5円	10円	15円

xiv ベースアップ評価料

			1割	2割	3割
月に1回限り	R8年6月以降(Ⅰ)	1,050円	105円	210円	315円
	R9年6月以降(Ⅰ)	2,100円	210円	220円	330円
月に1回限り	(Ⅱ) 1	30円	3円	6円	9円
	(Ⅱ) 2	60円	6円	12円	18円
	(Ⅱ) 3	90円	9円	18円	27円
	(Ⅱ) 4	120円	12円	24円	36円
	(Ⅱ) 5	150円	15円	30円	45円
	(Ⅱ) 6	180円	18円	36円	54円
	(Ⅱ) 7	210円	21円	42円	63円
	(Ⅱ) 8	240円	24円	48円	72円
	(Ⅱ) 9	270円	27円	54円	81円
	(Ⅱ) 10	300円	30円	60円	90円
	(Ⅱ) 11	330円	33円	66円	99円
	(Ⅱ) 12	360円	36円	72円	108円
	(Ⅱ) 13	390円	39円	78円	117円
	(Ⅱ) 14	420円	42円	84円	126円
	(Ⅱ) 15	450円	45円	90円	135円
	(Ⅱ) 16	480円	48円	96円	144円
	(Ⅱ) 17	510円	51円	102円	153円
	(Ⅱ) 18	540円	54円	108円	162円
	(Ⅱ) 19	570円	57円	114円	171円
	(Ⅱ) 20	600円	60円	120円	180円
	(Ⅱ) 21	630円	63円	126円	189円
	(Ⅱ) 22	660円	66円	132円	198円

(II) 23	690円	69円	138円	207円
(II) 24	720円	72円	144円	216円
(II) 25	750円	75円	150円	225円
(II) 26	780円	78円	156円	234円
(II) 27	810円	81円	162円	243円
(II) 28	840円	84円	168円	252円
(II) 29	870円	87円	174円	261円
(II) 30	900円	90円	180円	270円
(II) 31	930円	93円	186円	279円
(II) 32	960円	96円	192円	288円
(II) 33	990円	99円	198円	297円
(II) 34	1,020円	102円	204円	306円
(II) 35	1,050円	105円	210円	315円
(II) 36	1,080円	108円	216円	324円

xv 訪問看護物価対応料

物価上昇に段階的に対応するための加算

			1割	2割	3割
月の初日	R8年6月以降	60円	6円	12円	18円
	R9年6月以降	120円	12円	24円	36円
2日目以降	R8年6月以降	20円	2円	4円	6円
	R9年6月以降	40円	4円	8円	12円

xvi 訪問看護医療情報連携加算

他の保健医療機関等の関係職種がICTを用いて記録した利用者様に関わる診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合の評価

			1割	2割	3割
月に1回限り	1,000円		100円	200円	300円

②精神科訪問看護療養費

i 精神科訪問看護基本療養費（I）

* 精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費

			1割	2割	3割
週 3 日まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週 4 日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円

ii 精神科訪問看護基本療養費（III）

* 同一日の同一建物への訪問看護は、3 人目以上の場合 1 人目から同一建物の報酬を算定します

週 3 日目まで			1割	2割	3割
同一日 2 人	30分以上	5,500円	550円	1,100円	1,650円
同一日 3 人以上 9人以下	30分以上	2,780円	278円	556円	834円
週4日目以降			1割	2割	3割
同一日 2 人	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
同一日 3 人以上 9人以下	30分以上	3,280円	328円	656円	984円

iii 精神科訪問看護基本療養費（IV）

* 在宅療養に備えて一時的に外泊している方に対して、精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき入院中 1 回（厚生労働大臣が定める疾病等は 2 回）に限り算定します

		1割	2割	3割
1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

iv 訪問看護管理療養費

		1割	2割	3割	
月の初日	7,710円	771円	1,542円	2,313円	
月の 2 回目以降	単一建物居住利用者20人未満	3,010円	301円	602円	903円
	単一建物居住利用者20人以上50人未満		1割	2割	3割
	月15日目まで	2510円	251円	502円	753円
	月16日目以降24日まで	2310円	231円	462円	693円
	月25日目以降	2210円	221円	442円	663円
	単一建物居住利用者50人以上				
	月15日目まで	2410円	241円	482円	723円
	月16日目以降24日まで	2210円	221円	442円	663円
月25日目以降	2010円	201円	402円	603円	

v 長時間精神科訪問看護加算

- * 対象者
 - ・ 15歳未満の超重症児・準重症児又は特別な条件に当てはまる利用者（週3回限り）
 - ・ 精神科特別訪問看護指示書の期間にある対象者（週1回限り）
 - ・ 厚生労働大臣が定める長時間の訪問の利用者（週1回限り）
- * 90分を超える場合に算定します

		1割	2割	3割
1日につき1回限り	5,200円	520円	1,040円	1,560円

vi 複数名精神科訪問看護加算

- * 利用者やその家族の同意を得て看護師等が複数名で訪問します
- * 対象者
 - ・ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などが認められるもの
 - ・ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められるもの
 - ・ 利用者およびその家族それぞれへの支援が必要なもの
 - ・ その他医師の指示による

		1割	2割	3割
1日につき1回限り	4,500円	450円	900円	1,350円

vii 夜間・早朝加算

夜間（18時～22時） 早朝（6時～8時）	2,100円	1割	2割	3割
		210円	420円	630円

viii 退院時共同指導加算

- * 入院先（介護老人保健施設に入所・介護医療院も含む）の医師や看護師と共同で、退院後の在宅療養についての指導を行い、その内容を文書で提出した場合に算定されます

		1割	2割	3割
1回限り	8,000円	800円	1,600円	2,400円

ix 退院支援指導加算

- * 退院日に訪問に行った場合

		1割	2割	3割
退院日のみ	6,000円	600円	1,200円	1,800円

x 在宅患者連携指導加算

* 利用者の同意を得て、訪問診療・歯科訪問診療・訪問薬剤管理を行う保険医療機関または保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行い、共有された情報をもとに療養上必要な指導を行った場合に算定します

		1割	2割	3割
月に1回限り	3,000円	300円	600円	900円

xi 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

* 利用者状態の急変や診療方針の変更等に伴い、関係する保険医療機関等がカンファレンスに参加して共同で利用者や家族に対し指導を行った場合

		1割	2割	3割
月に2回限り	2,000円	200円	400円	600円

xii 訪問看護情報提供療養費

* 利用者の同意を得て、保健福祉センターに訪問看護に対する情報提供を行った場合
* 利用者が医療機関等に入院又は入所するにあたり、情報提供した場合

		1割	2割	3割
月に1回限り (1つのステーションのみ)	1,500円	150円	300円	450円

xiii 訪問看護医療DX情報活用加算

		1割	2割	3割
月に1回限り	50円	5円	10円	15円

xiv ベースアップ評価料

			1割	2割	3割
月に1回限り	R8年6月以降(Ⅰ)	1,050円	105円	210円	315円
	R9年6月以降(Ⅰ)	2,100円	210円	220円	330円
	(Ⅱ) 1	30円	3円	6円	9円
	(Ⅱ) 2	60円	6円	12円	18円
	(Ⅱ) 3	90円	9円	18円	27円
	(Ⅱ) 4	120円	12円	24円	36円
	(Ⅱ) 5	150円	15円	30円	45円
	(Ⅱ) 6	180円	18円	36円	54円
	(Ⅱ) 7	210円	21円	42円	63円
	(Ⅱ) 8	240円	24円	48円	72円
	(Ⅱ) 9	270円	27円	54円	81円
	(Ⅱ) 10	300円	30円	60円	90円
	(Ⅱ) 11	330円	33円	66円	99円
	(Ⅱ) 12	360円	36円	72円	108円
	(Ⅱ) 13	390円	39円	78円	117円

月に1回限り	(Ⅱ) 14	420円	42円	84円	126円
	(Ⅱ) 15	450円	45円	90円	135円
	(Ⅱ) 16	480円	48円	96円	144円
	(Ⅱ) 17	510円	51円	102円	153円
	(Ⅱ) 18	540円	54円	108円	162円
	(Ⅱ) 19	570円	57円	114円	171円
	(Ⅱ) 20	600円	60円	120円	180円
	(Ⅱ) 21	630円	63円	126円	189円
	(Ⅱ) 22	660円	66円	132円	198円
	(Ⅱ) 23	690円	69円	138円	207円
	(Ⅱ) 24	720円	72円	144円	216円
	(Ⅱ) 25	750円	75円	150円	225円
	(Ⅱ) 26	780円	78円	156円	234円
	(Ⅱ) 27	810円	81円	162円	243円
	(Ⅱ) 28	840円	84円	168円	252円
	(Ⅱ) 29	870円	87円	174円	261円
	(Ⅱ) 30	900円	90円	180円	270円
	(Ⅱ) 31	930円	93円	186円	279円
	(Ⅱ) 32	960円	96円	192円	288円
	(Ⅱ) 33	990円	99円	198円	297円
(Ⅱ) 34	1,020円	102円	204円	306円	
(Ⅱ) 35	1,050円	105円	210円	315円	
(Ⅱ) 36	1,080円	108円	216円	324円	

xv 訪問看護物価対応料

物価上昇に段階的に対応するための加算

			1割	2割	3割
月の初日	R8年6月以降	60円	6円	12円	18円
	R9年6月以降	120円	12円	24円	36円
2日目以降	R8年6月以降	20円	2円	4円	6円
	R9年6月以降	40円	4円	8円	12円

xvi 訪問看護医療情報連携加算

他の保健医療機関等の関係職種がICTを用いて記録した利用者様に関わる診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合の評価

		1割	2割	3割
月に1回限り	1,000円	100円	200円	300円

③その他の利用料

項目	金額
長時間利用料（90分を超えて訪問看護を提供する場合）	30分ごとに3000円
休日利用料（祝日、年末年始）	30分ごとに1,000円
通常の実施地域を越える場合の交通費 （通常の実施地域を越えた地点から片道10km未満）	1回につき500円
通常の実施地域を越える場合の交通費 （通常の実施地域を越えた地点から片道10km以上）	1回につき1,000円
その他の利用料	実費相当額

※この表の「その他の料金」とは、日常生活に必要な物品の使用に係わる利用料です。

(2) キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止する事ができます。

ご連絡を頂く時間	キャンセル料
前日までにご連絡いただいた場合	不要です。
当日訪問までのご連絡の場合	1000円を請求致します。
訪問までにご連絡のない場合	1提供当りの料金の100%を請求致します。

※ ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。

(3) 料金のお支払い及び留意事項

月ごとの清算とし、毎月中旬に前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払いください。

領収書は再発行いたしかねますので、大切に保管してください。

利用料は医療費控除の対象となります。

9. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所ご利用のお客さま相談・苦情担当

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

電話番号：084-941-8818

受付時間：8:30～17:30（月曜日～土曜日）

担当：管理者 森山 ゆか

※ 祝日、年末年始は除きます。

(2) その他

当事業所以外に、苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

① 福山市（介護保険課）

住 所：〒720-8501 福山市東桜町3番5号本庁舎1階

電 話 番 号：084-928-1166

受 付 時 間：8：30～17：15（月曜日～金曜日）

※ 祝日、年末年始は除きます。

② 広島県国民健康保険団体連合会（介護保険課）

住 所：〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号 国保会館

電 話 番 号：082-554-0783

受 付 時 間：8：30～17：15（月曜日～金曜日）

※ 祝日、年末年始は除きます。

10. 秘密保持

当事業所の訪問看護師その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないことを強く約束します。

この守秘義務は契約終了後も同様です。また、関係する者が退職してからも守秘義務は継続します。

当事業所は利用者と利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該利用者と利用者の家族の個人情報を用いません。

11. 事故発生時の対応

当事業所の利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合に速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発を防ぐための対策を講じます。

当事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

12. 災害等発生時の対応

1) 災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

13. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、関係機関等へ連絡します。

ご家族	氏名	続柄
	連絡先	
主治医	医療機関名	
	氏名	
	電話番号	

14. 虐待防止対策

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等に努めます。

職員の利用者に対する人権意識の向上や知識の向上を図るとともに、万が一、サービスの提供中に、当事業所職員又は家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者（福山市）に通報します。

15. 衛生管理対策

当事業所は、年1回の職員健康診断を実施し、職員の健康を管理するとともに、使用する備品等に関して、必要に応じて洗浄および消毒などを実施し、利用者の安心安全のために適切な衛生管理に努めます。

令和 年 月 日

指定訪問看護の提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所所在地 広島県福山市東手城町1丁目29番2号
名称 訪問看護ステーションこもればい 印

管理者 森山 ゆか 印

説明者 氏名 _____

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

※（署名代理人）住所 _____

氏名 _____ 印 続柄 _____